

令和7年度 いじめ防止基本方針

岩倉市立岩倉北小学校

いじめは、いじめを受けた児童の育成を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。学校は、保護者、地域、関係機関と連携し、いじめ防止に向けて取り組んでいきます。

【いじめ】とは、児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う**心理的または物理的な影響**を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛**を感じているものをいう。

いじめ防止対策の重層的支援構造

困難課題対応生徒指導 （いじめ解消と事後支援の取組）	○ いじめ発見や通報を受けたら「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を中心に組織的に対応します。 ○ 必要に応じて問題対策チームを立ち上げ、問題の解決を図ります。 ○ スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談センター等の関係諸機関との連携のもとで取組を進めます。 ○ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを進めます。 ○ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して取り組みます。
課題早期発見対応 （早期発見・即時対応の取組）	○ アンケートや教育相談を実施し、小さなサインを見逃さないように努めます。 ○ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。 ○ 定期的に関係する生徒指導委員会や情報交換会において、児童の様子や変化を報告し合い、児童理解に努めます。 ○ 子どもと親の相談員と常に連携し、問題の早期発見に努めます。 ○ 教育支援センターや児童相談センター、スクールソーシャルワーカーなどの、外部の相談機関と連携し、悩みや心配事を相談しやすい環境を整えます。
課題未然防止教育 （いじめをしない態度・能力を育成する取組）	○ 学校いじめ防止基本方針・岩倉市子ども人権合言葉・岩倉市子ども条例などへの理解を深めます。 ○ 保護者や地域の方への啓発に努め、連携していじめ防止に取り組めます。 ○ 情報モラル教育を推進し、児童がネットいじめの加害者や被害者とならないよう継続的に指導します。
発達支持的生徒指導 （人権意識を高める取組）	○ 児童相互のかかわりを大切にし、多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権を尊重する児童の育成を目指します。 ○ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくり・学級づくりに努めます。 ○ 学校の教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、豊かな心の醸成に努めます。

< いじめ・不登校・問題行動対策委員会の設置 >

- 「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、担任等特定の教員だけで抱え込むことのないよう組織として対応します。
- 全教職員・子どもと親の相談員によって構成します。

< 重大事態への対応 >

- 重大事態とは、いじめによって児童が以下のような被害を被ったときを言います。

- ・ いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告して対応します。
- 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応し、結果を被害児童、保護者に対して適切に情報を提供します。

< 学校の取組に対する検証・見直し >

- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への「学校評価アンケート」を実施し、いじめに関する取組を検証するとともに、必要に応じて見直しを図ります。